

東アジアにおけるブランド保護の 課題と対策

特許業務法人三枝国際特許事務所
弁理士 中川 博司
弁理士 岩井 智子



背景

世界的な日本食ブームの広がり
「MADE IN JAPAN」信仰
アジア諸国の経済発展に伴う富裕層の増加
内外の食品偽装事件等に伴う消費者の食の安全性への関心
農産物、水産物、それらの加工品のアジア諸国への輸出
地域ブランドを育成させるための日本における法整備と意識の高まり
様々な事件の発覚

台湾や中国に出かけると、日式とか日本食堂、日本料理、回転寿司、ラーメンの店などをよく見かけると思います。中国、台湾、韓国では、日本の料理が割とポピュラーになっているなという体験をされるかと思います。中国・韓国では、デパ地下に行きますと高級食材を売っています。そういう高級スーパーマーケットに行けば、日本の食材もたくさん目にされると思います。そうすると、日本の農産物というものも相当出回っているなという経験をされるかと思います。これが現在の状況です。

レジュメでは、富裕層が増えていると解説しています。かかる国々の富裕層の内実もご報告いたします。

問題点

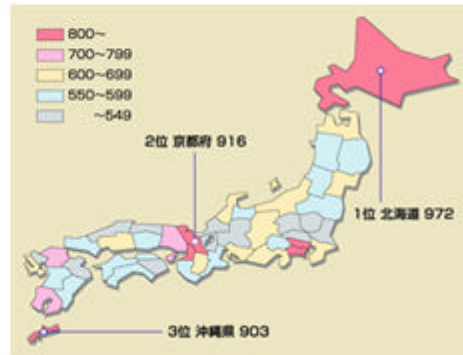
農産物や水産物の関連組合や団体の知的財産権保護に対する甘さ

そもそも日本においても商標として権利化できないことを理由に地域ブランドの保護を重要視していない

アジア諸国(特に漢字圏)における第三者の先駆け出願の発覚と対応の遅れ

例: 青森事件、讃岐事件

↓
輸出ができない!



出所: NIKKEI-R 地域ブランドサーベイ
http://www.nikkei-r.co.jp/area_brand/total.html

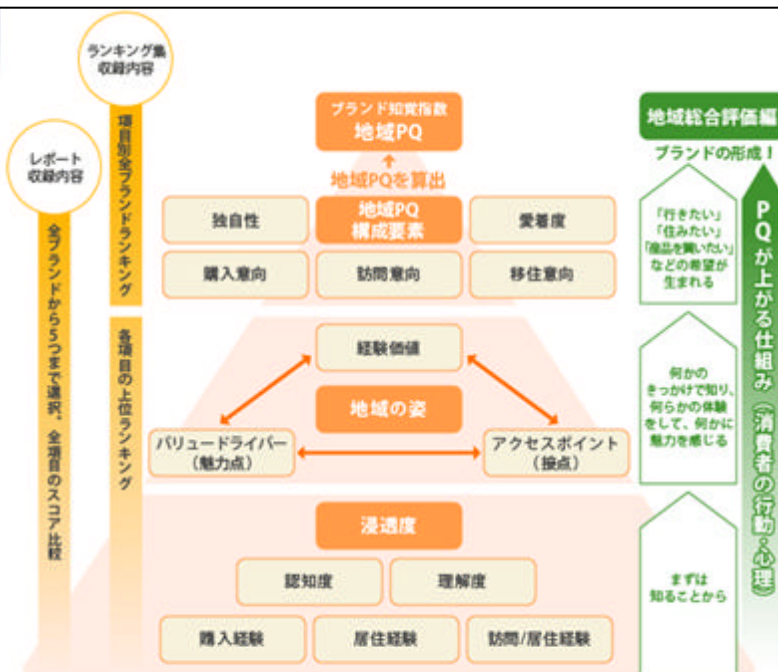
地域PQ値によるランキング

独自性、愛着度、購入意向、訪問意向、
居留意向から算出した総合指標

5年ほど前に起こった問題で、青森事件と讃岐事件があります。

中国における青森事件ですが、中国のかたが「青森」という表記の商標について、商標権を5つの区分各々で認めますよと、中国商標局の官報に掲載されてしまったという例です。これに対し、青森県の農林水産団体は24ありますが、24がすべてそろって異議申立てをして、5年間かかってやっと申立てを認めてもらったという事件です。申立てが認められないということになりますと「青森」という漢字表記について、中国で青森産の本来の日本産品に付した場合、中国人の商標権の侵害になる、使えないだけでなく、工商行政管理局が乗り込んできて、レイドと称して物品を押さえてしまう破棄してしまうという対象になってしまうという事件です。

台湾における讃岐事件は、台湾のかたが「讃岐」について、うどん麺などが含まれる商品分類で商標権を取得してしまったという例です。



出所: NIKKEI-R 地域ブランドサーベイ
http://www.nikkei-rc.co.jp/area_brand/total.html

都道府県ランキングTOP20

順位	全体順位	地域名	地域PQ	順位	全体順位	地域名	地域PQ
1	1	北海道	972	11	60	広島県	693
2	4	京都府	916	12	61	長崎県	692
3	5	沖縄県	903	13	62	静岡県	691
4	9	大阪府	849	14	63	長野県	689
5	11	東京都	840	15	66	愛知県	687
6	16	神奈川県	803	16	87	千葉県	664
7	18	兵庫県	799	17	102	新潟県	656
8	30	福岡県	758	18	117	青森県	643
9	44	鹿児島県	720	19	162	宮城県	618
10	59	奈良県	697	20	184	石川県	604

旧国名・地域名ランキングTOP10

順位	全体順位	地域名	地域PQ	順位	全体順位	地域名	地域PQ
1	25	琉球	765	6	77	飛騨	674
2	49	伊勢	708	7	82	土佐	667
3	52	讃岐	705	8	85	紀州	666
4	55	信州	700	9	102	加賀	656
5	67	湘南	685	10	105	十勝	655

出所：NIKKEI-R 地域ブランドサーベイ

http://www.nikkei-r.co.jp/area_brand/total.html

日本国内における都道府県名と旧国名や地名のブランド力の調査結果です。このブランド力の調査は、民間の一つの調査結果にすぎませんが、認知度、情報接触度、居留意欲、観光意欲、食品や製品の購入意欲、歴史や学術、芸術、それに先端技術に関する地名のイメージ度などを総合評価してランキング化したものです。

つまり、地名も「ブランド」

地名を付すことで商品価値が高まり、購買力が高まる

商品に産地認証シールを貼付

地名をそれぞれの都道府県、市町村、組合、団体で保護していく

地域ブランド認証制度、育成事業の強化 http://www.ipr.go.jp/chiiki/chiiki_brand.html

地域団体商標の取得



日本の商標法というのは、地名は自由に産地のかたに使わせたらどうか、そういった自由競争というのを地名について、つまり個人が独占権という商標権を取得できるという対象にせず、地名のネームバリューを自由使用によって高めてもらえばいいという考えです。ところが、一方パリ条約、わたしたちが商標とか特許の保護を国際的に図るために一番古い、一番基本となる条約というのが1883年にできていますが、このパリ条約の考えは日本の考えと違って、ボルドー、シャンパーニュというような地名を地名産品として扱う人以外の人に無断で使用された場合、輸入規制をかけてもよろしい、国内とか、輸入の時点での差し押えを認めなさいという強制的な規定で、指導しています。これが、日本と国際的な条約の考え方の食い違いところだろうと思います。ここで皆さんに、ご理解いただきたいのは、まず、日本の商標法というものの制度設計がどうなっているかの再確認をしていただくことに加え、中国とか台湾の商標法というのは、日本の地名表記について、どういう法律的な手当、や運用をしているかということです。

ブランドの保護対策

ブランド保護の必要性についての意識改革

日本の商標法における地域ブランドの商標登録

流通国への速やかな出願、権利化

流通国の制度に合わせた権利化

※地域団体商標の登録の検討

地域ブランドを発展させ育成していく土台作り

地域ブランドの活性化と広報活動

地名ブランドをどういふふうに育成し、浸透させるかという方法ですが、これは、いかようでも手段はあるかと思えます。こだわり あるいは付加価値というものをどういふふうにつけたらいいかということを、産品であれば、品種であるとか、作り方であるとか、地域性、歴史、情報、パッケージのデザインといった側面で、知恵を出され、宣伝されるということが、必要ではないかと思えます。やはり地方産品を全国水準に引き上げるには、情報の発信も幅広くしていただくというのが必要です。付加価値というのは、いうまでもなく希少性、ストーリー性、話題性を提供することであります。

商標出願の対象(国際分類)

29類 食肉、食用魚介類(生きていないもの)、
加工水産物、加工野菜、乳製品

30類 茶、菓子、米、加工食品

31類 食用魚介類(生きているもの)、果実、野
菜、種子

32類 ビール、飲料

33類 日本酒、洋酒、果実酒

※他の国もほぼ共通

農産品については、国際条約の中に商品やサービスの分類に関するニース協定というのがあって、この中に、具体的な区分を挙げています。農産品に対する区分というのは、大きく分けて5つあります。29類、これは食肉などが含まれる区分、30類、茶・お菓子・米などが含まれる区分、31類、鮮魚・果物・野菜などが含まれる区分、32類、ビールやソフト飲料などが含まれる区分、33類、お酒が含まれる区分、この5つの区分を念頭に置いて、商標権の取得をしていただくことが必要になります。

日本の商標法では？

登録要件

その商品の産地、販売地・・・を普通に用いられる方法で表示した標章のみからなる商標は登録を受けることができない(3条1項3号)

(1) 国家名、国家名の略称、現存国の旧国家名→商品に拘わらず拒絶(登録不可)

(2) 首都名、州名、県名、州都名、省名、省都名、郡名、県庁所在地(県都)、旧国名、旧地域名、地方名、市、特別区、著名な繁華街、著名な観光地→辞書に掲載されていなくとも商品と結びつく要因があれば拒絶

商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標(4条1項16号)

権利の効力が及ばない範囲(26条)

商標権の効力は指定商品の産地、販売地・・・を普通に用いられる方法で表示する商標もしくは商標の一部には及ばない

日本の商標法で、地名の扱いは、3つのポイントをご理解いただく必要があります。まず、商標はどういう条件を充足していたら登録になるかという商標の登録要件がひとつです。それから、そういう地名が含まれた商標権が他人に取得された場合、商標権ということで、一方的に地名表記が使えなくなるのかという点です。これは、調整規定がありますというのが2つ目です。もうひとつは、地名を商標権の出願より前に使い始めておりある程度、地名として認知されている、周知になっているといった場合には、その地名表記を継続して使える、これを先使用権といいます。こうい先使用権の規定が32条に置かれている、これが3つ目のポイントです。

【登録番号】第4680657号
 メイシーズ キャンディーズ リミテッド



第30類 中国産のアイスクリーム用凝固剤、中国産の家庭用食肉軟化剤、中国産のホイップクリーム用安定剤、中国産の食品香料(精油のものを除く。)、中国産の茶、中国産のコーヒー及びココア、中国産の氷、中国産の菓子及びパン、中国産の調味料、中国産の香辛料、中国産のアイスクリームのもと、中国産のシャーベットのもと、中国産のコーヒー豆、中国産の穀物の加工品、中国産のアーモンドペースト、中国産のぎょうざ、中国産のサンドイッチ、中国産のしょうまい、中国産のすし、中国産のたこ焼き、中国産の肉まんじゅう、中国産のハンバーガー、中国産のピザ、中国産のべんとう、中国産のホットドッグ、中国産のミートパイ、中国産のラビオリ、中国産のイーストパウダー、中国産のこうじ、中国産の酵母、中国産のベーキングパウダー、中国産の即席菓子のもと、中国産の酒かす、中国産の米、中国産の脱穀済みのえん麦、中国産の脱穀済みの大麦、中国産の食用粉類、中国産の食用グルテン

10

この商標の構成は、「北京」という文字があって、北京の繁華街「王府井」という表記があり何か図形がくっついている。このような文字と図形の結合した登録商標です。「北京」という文字は、私ども需要者は中国の首都だと理解します。そうしますと、その下に30類と書かれている中の商品も、中国産以外のものであれば、「北京」という文字が書いてあることから勘違いしてしまうので、中国産に限定しなさいというのが、日本の特許庁の審査運用です。

【登録番号】第5019605号
株式会社ライフスタイル



Shanghai 上海

第20類 家具

家具という商品について「上海」という商標の登録例です。その登録商標の構成は、アルファベットと漢字であり、表現が変わった形で書かれている漢字です。これは、先ほど普通に用いられる方法ではないといった場合には、商標の登録を受けられるとご説明しましたが、漢字が、ここまで変容している形であれば、これは全体として他人のマークと区別できることから、登録が認められたものです。

【登録番号】第5065487号
株式会社都市生活工房アンドパートナーズ

落陽(標準文字)

第33類

日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒

「落陽」という漢字表記について、指定商品お酒について、登録が認められた例です。この「落陽」というのは、中国の河南省の都市の名前ですが、一般の日本の需要者というのは、都市の名称と認識するよりは、夕日が落ちたというような情景を理解する漢字である、こういう理由で、一般の需要者が地名というふうに認識しないということで登録が認められたものです。

【登録番号】第409821号
株式会社直勝筆

九
龍

第16類 文房具類等

これは中国の広東省、イギリスの租借地内にある都市の名称ですが、これも文房具と関係ない、商品との関係性を直感させないという理由で、登録を認めたと考えられます。この登録番号が40万台ですから、昭和20年代の後半くらいの登録で、昔の登録として認められたと想像できます。現在は、「九龍」というのは、やはり広東省の都市の名称だと需要者が理解できるということで、これは、登録が認められないという結論が大半だろうと思います。

事例) 佐賀ほのか

佐賀のブランドイチゴ

日本では種苗法上の登録品種

他にブランドみかん「J-PON」等

中国、香港、台湾で2006年に出願

出願人: 佐賀県

商標「佐賀穂香」

台湾では、2006年10月30日出願、2007年10月16日登録

香港では、2006年3月29日出願、2006年9月20日登録(ひらがな「さがほのか」も)

中国では、2006年3月31日出願、2008年10月13日拒絶、
2008年11月拒絶査定不服審判請求(現在係属中)

日本の場合には、品種の登録については、農水大臣のほうに種苗法に基づいて申請しなさいとなっています。そして、果物については、独占使用が25年、米については30年認めますとなっています。こういった種苗法に基づいた保護期間というのが経過した後は、商標の登録は認めずに、その製品の一般の名称として使いなさいとなっています。この種苗法で登録を受けた「佐賀ほのか」について、佐賀県は申請を台湾、香港、中国で行ったわけです。台湾と香港では無事登録を受けることができましたが、中国については、残念ながら他人の権利が既にありますという事で、商標局の判断では登録が認められませんでした。不服申し立ての場合には、拒絶査定を受け取ってから15日という短い期間になりますが、商標評審委員会というところに、不服申し立てができます。ここで現在、事件が継続しているという状況です。

中国の商標法では？

登録要件

県クラス以上の行政区画の地理的名称又は**公衆に知られた外国の地理的名称**は商標としてはならない。ただし、その地理的名称が別の意味合いを有し、又は団体商標、証明商標の組成部分になっている場合を除く(10条2項)

- ・出願人名義にその地名が含まれており、商号を商標とする場合は除外 例:長谷川香料(上海)有限公司
- ・公衆に広く知られた地理的名称と文字や音が似ており、誤認を生じさせる場合は適用 例:「札幌」(33類 果実酒)
- ・日本とは違い、指定商品との関連性が希薄
- ・日本の「のみ」の規定はない→組成部分であっても拒絶

権利の効力が及ばない範囲(実施条例49条)

登録商標に組成される地理的名称については、商標権者は他人の正当な利用に対する禁止権を有しない

中国は日本と全く違って、非常に画一的な登録要件の文言を置いています。次のような内容です。ひとつは、県クラス以上の行政区画の地理的名称、これは商標の登録を認めないという規定です。問題は、「または公衆に知られた外国の地理的名称は商標としてはならない」と規定されているところです。

外国の有名な地理的名称とらうふうに、結果としては中国の公衆が、その出願の時知っていたかどうかを立証するというのが、商標権を中国で取得してしまった地理的名称については必要となります。これが、日本にとっては非常に不利で、中国中心の登録要件を規定している内容となっています。

また、日本と違って指定商品との関連は見ません。日本のように「のみ」という規定はなく、適用は画一的だということです。

また、権利の効力が及ばない範囲についての規定も、形の上では、中国は置いています。ところが、地名として自由に使える範囲は極めて限定的というふうに、この文言から考えられます。厳格に適用されてしまうと、中国の人が地名と認識しなければ、商標の登録をどんどんとられてしまう。それから地名について商標権をとられてしまって、日本の本家本元が地名として使うといった場合には、地名として使うということで使えるのではなくて、正当な利用であるということを具体的に立証しないと使えないということになっています。

中国の公衆に知られたレベル

公衆に知られたレベル

東京、北海道、神戸、長野、札幌、名古屋

審査官によって分かれるレベル

広島、奈良

公衆には知られていないレベル

宮城、鹿児島、熊本、佐賀、千葉、神奈川、仙台、岩手

※他の意味が生ずる地名

京都、千葉、山梨、広島、東京、山口

著名な地理的名称以外は保護すべき法的根拠はない！

第三者が権利化しても取り消すべき法的根拠がない！

↓

早めの出願を！ ex:岐阜、会津

中国の公衆が、外国の有名な地名だと認識するものは、「東京」、「北海道」、「神戸」、「長野」、「札幌」、「名古屋」といったものです。中国の商標審査官によって考え方が分かれるのは、「広島」、「奈良」です。以下、公衆には知られていないので、一方的に中国企業に商標権が取得されてしまう日本の地名が、「宮城」、「鹿児島」、「熊本」、「佐賀」、「千葉」、「神奈川」、「仙台」、「岩手」といったものです。

公衆に知られたレベル



19類 拒絶査定

神戸

29類 拒絶査定

神戸屋

29類 拒絶査定

図形と東京「TOKYO」が結合しているもの、これは19類、プラスチック製の建築専用材料などの区分については、やはり外国とはいえ中国でも地名と認識するからだめですとい判断です。

「神戸」が29類、食肉の区分、「神戸屋」も29類の区分で、商標登録はだめですといわれており、ここは納得できるところです。



神戸 KOBEE

9類 拒絶査定



30類 拒絶査定



29類 拒絶査定

「神戸」については、9類、産業機械の区分の例ですが、これについても外国の地名と中国のかたに認識されることからだめです。それから「長野」、その下の牛が走っているような図形に「長野」と書かれているものも、日本の地名だと認識されて、登録が認められていません。



名古屋

43類 拒絶査定



名古屋

3類 拒絶査定



2類 拒絶査定

「名古屋」についても、43類、レストラン業などのサービスを含む区分、3類、洗剤とか化粧品の区分、2類、塗料の区分などで、登録を認められていないという状況です。

審査官によってわかれるレベル



ならづけ

奈良漬

25類 拒絶査定

29類 拒絶査定

図形と「広島」が結合されたもの、これは25類の衣類などが含まれる区分ですが、これについては拒絶になっておし納得できるかと思えます。

「奈良漬」についても、29類の食肉について拒絶になっています。

公衆には知られていないレベル

宮城

30類 出願中

宮城
Gongcheng

31類 公告中

鹿兒島

35類 異議申立中

「宮城」については、30類で、お茶、菓子、米について、既に申請されています。すると、宮城米というものを中国に売りに行く場合には、この申請が商標登録されてしまいますと、これは商標権の侵害で「宮城」という表記の削除が求められてしまう事態が想定されます。「宮城」は31類、魚・果実・野菜の区分でも官報に掲載されています。鹿兒島」は35類、広告宣伝というサービスの区分ですが、これについて公報に掲載され、現在係争中という状況です。



熊本

33類 登録済



佐賀

12類 登録済

佐賀
zuohe

31類 登録済

熊本」は、33類のお酒について中国企業に登録されてしまっています。
佐賀」は12類、乗り物の区分で登録されてしまっています。
佐賀」は、31類、果物、野菜の区分で登録されています。

佐賀

29類 登録済



千葉

29類 登録済



千葉名茶

30類 登録済

「佐賀」とか「千葉」というのも各々の食品区分について中国企業によって登録されています。



11類 登録済



29類 登録済



29類 登録済

「神奈川県」は11類、電気機械器具の区分で、「仙台」「岩手」については29類の食肉の区分について、既に中国において、中国企業が権利取得してしまっているという状況です。

地域の手当てがされている例

岐阜

25類他 登録済
財団法人岐阜県産業文化
振興事業団

会津

33類他 出願中
財団法人福島県産業振興
センター

日本の事業団のかたが、積極的に中国で申請し権利固めされているのが、「岐阜」「会津」です。「岐阜」は、25類、衣服・履物の関係で権利取得していますし、「会津」についてもお酒のたぐいで権利取得されているという状況です。したがって、結論から言えば、中国では地名であったら画一的に登録を認めませんということではなく、中国の公衆が、外国の有名な地名であると認識して初めて、地名であるという判断をされ、商標登録から外すという判断になるわけですから、中国企業が商標権を取得してしまっていると、無効審判などで、そういう条件を果たして、どうい形で立証し、明確にすることができるのかというのが、大きな問題になってきます。

意識の違い

中国では、地名を団体商標や証明商標として「●●市
●●協会」等で権利化させる意識が高い

既に、内外を含む400件近くの地理的名称が中国で
「正当に」登録済

（2008年7月27日現在「中華商標2008年9月号」より）

「琉球泡盛」は「沖縄県酒造組合連合会」名義で、中
国、台湾、香港等で団体商標済（中国は出願中）

団体商標として、「琉球泡盛」というのが、積極的に権利化を図っている具
体的な事例をご覧ください。

団体商標としての権利化

《台湾》

商標種類	商標種類	正商標種類	商標種類
註冊/審定號	01325447	正註冊/審定號	01325447
申請案號	99607796	商標	日本
申請日期	99/10/09	註冊日期	99/08/16
審定公告日期		註冊公告日期	99/08/16
審定公告卷期		註冊公告卷期	95-296
優先權日期		優先權國家	
商標顏色	藍色	專用期間	10/08/15
申請人/商標/標準權人	中文名稱	沖繩縣酒造組合連合會	
	中文地址	日本	
	英文名稱	OKINAWA DISTILLERS ASSOCIATION	
	日文名稱		
代理人	中文名稱	環球泡盛	
	中文地址	臺北府松山區敦化北路201號1樓	
商標中文			
商標英文			
商標日文			
商標記號			
商標圖樣不在專用之列			
商標圖樣描述			
說明文字內容			
商品類別	33	類似組群	350101 - 3201 - 3301 - 430201
		類品名稱	日本沖繩縣產之泡盛酒：蒸餾酒：酒（啤酒除外）

28

台湾では、2008年8月16日に沖縄県酒造組合連合会の名義で出願し、登録されています。多区分指定を利用して、5類の薬剤、32類のビールや飲料、33類の日本酒、洋酒、果実酒、そして43類のサービスである飲食物の提供について権利取得されています。

《香港》

香港特別行政區政府知識產權署商標註冊處
Trade Marks Registry, Intellectual Property Department
The Government of the Hong Kong Special Administrative Region

商標紀錄 Trade Mark Records	
[210] 申請編號: Application No.:	300972108
狀況: Status:	已收核申請資料, 申請待決
[540] 圖標: Mark:	琉球泡盛 琉球泡盛
[550] 商標種類: Mark Type:	集體商標
[730] 申請人 姓名/名稱, 地址: Applicant's Name, Address:	沖繩蒸酒造組合連合會 日本 沖繩縣那霸市 港町二丁目9番9號
[740] 申請人的送達地址: 750] Applicant's Address For Service:	遠近法律師事務所 香港 中環都爹利街11號 律敦治中心疊訊大廈1408室
代理人地址: Agent's Address:	香港 中環都爹利街11號 律敦治中心疊訊大廈1408室
[511] 類別編號: Class No.:	33
[511] 貨品/服務說明: Specification:	類別33 酒(啤酒除外); 蒸釀酒; 日本沖繩縣正之泡盛酒。
[220] 提交日期: (日-月-年) Date of Filing: (D-M-Y)	12-10-2007

香港でも33とらお酒の類で、「琉球泡盛」が団体商標という形で申請されています。

(参考) 団体商標と証明商標

団体商標

団体の構成員であることを表示するために使用するもの

地域団体商標(日本)

組合自身または構成員が使用する商標として需要者に周知されており、地名名称+商品名等から構成されるもの

例「草加せんべい」「有馬温泉」「仙台黒毛和牛」

証明商標

商品の特徴(原産地、製造方法、材料等)を証明するもの

団体商標は、例えば、農業協同組合であれば、そういう組合名で権利を取得します。組合に所属する構成員に、その商標を使わせる形で、取得する母体と使う人が違うといったものが、団体商標です。したがって、権利の所有者と使う人が違うわけですから、どういうルールで団体に入れるのか、あるいはどういうルールで商標を使えるかを明確にするのが、やや難しいというような制度になります。日本の場合には、中国で地名に関する権利取得というのは、積極的に団体商標も検討しながら取得していくことが必要となります。

中国の商標制度の特徴

国家工商行政管理総局商標局への商標登録出願

団体商標、証明商標制度

国際登録出願の対象国←権利化は早い！

年間70万件以上の膨大な出願数→権利化の遅延

出願から公告または拒絶までに3～3年半

調査 150\$前後

出願 450\$ ※委任状必須

公告／登録 120\$

中国の商標制度ですが、まず、管轄の役所、国家工商行政管理総局の商標局、役人総数60万、そして、中国の最高議決機関は全人代ですが、この全人代で3020人、代表委員がいますが、この工商行政管理総局は、最大の行政機関ということもありこの総局長は、全人代の席次50番くらいですので、非常に権限を持っている役所です。この役所の中に商標局というのが所属しています。この商標局で商標権の取得の審査、それから管理を行っています。

権利化されてしまった場合の対策

他人が出願中の場合

情報提供制度は存在しないため、公告まで待つ、もしくは交渉

公告中の場合

公告から3ヶ月以内に異議申し立て

※青森事件 客観的証拠(後述)を多数提出

登録済の場合

登録から5年以内に無効審判

登録から3年経過している場合には不使用取消

中国企業が、商標の登録をしてしまったらどうするのかという対応策の確認です。他人が出願しているのを通達商標サービスセンターのデータで確認し、トムソンブランディのウォッチングをして分かったという場合、公告後3箇月の異議の申立期間があります。この3箇月に異議の申立てをしたら、必ずつぶれるということではなくて、地名であると中国で認定される登録要件は何か、それを立証できる具体的な資料はあるのかということを検討した上で、申立理由があるという判断に至った場合には、異議の申立てをしていただくということが肝要です。申立理由とその資料の再検討ということが、非常に大切になってきます。

中国で商標の登録をされてしまったという場合には、除斥期間という審判請求をすることができるという期間が5年ありますから、ともかく商標登録から5年以内に請求をしていただくことです。もうひとつは、登録から5年を経過しているときでも、中国国内で3年間、具体的な商品・サービスについて使っていないという場合には、商標局に対し、不使用の登録取消請求ができます。

権利を取消(無効にする)ための資料

現地の消費者が他人の出願当時に「地名」として認識しており、かつ周知していることを認識させるに足りる客観的資料を収集する

現地の新聞記事、雑誌(できる限り当該国、当該国言語のもの)

販売拠点、販売ルート

輸出入関連書類

他国の商標登録関連資料

市場調査報告書(鑑定書)

商標及び地域名称の評価、ランキング等の客観的資料

過去の類似判決等

例: 青森事件(中国)、越後事件(台湾)

台湾の商標法では？

登録要件

指定商品の性質、品質又は原産地について公衆に誤認を生じさせる虞があるものは拒絶される(23条1項11号)

他人の商品の…原産地を証明するために標章を排他的に使用する者は、**証明標章**登録出願をしなければならない(72条)

出願商標に原産地等を含む場合には、排他権を放棄することで登録可能(19条)

社会的団体等が法人として存在しており、その団体又は会員資格を確認するために標章を排他的に使用しようとするときは、**団体標章**登録出願をしなければならない(74条)

権利の効力が及ばない範囲

商標としてではなく、善意かつ公正な使用方法によって、原産地その他の説明を表示する者は、他人の商標権の効力に拘束されない(30条)

台湾の商標法では、2003年に改正法が施行になり 先進的な商標法になったわけですが、地名の扱いについては、いささか台湾中心主義の規定になっています。登録要件は次のように規定されています。指定商品の性質、品質または原産地について公衆に誤認を生じさせるおそれがあるものは、商標の登録を認めません」と書いています。単に、原産地であるという認識だけでは不十分であり 加えて、台湾の公衆に誤認を生ずるおそれがある、こういったものが地名と認定され、初めて商標の登録を認めないという結論になるといふ文言です。そうすると、日本の需要者が地名である誤認すると認識するだけでは不十分で、台湾の公衆が、その商標権の出願の時に、誤認を生ずるかどうかが、これを立証していくということですから台湾中心の登録要件になっていると理解できます。そうしますと これもやはり台湾の企業に商標登録を取られぬように、積極的に私どもが取っていくということが必要です。

それから、先使用权という規定は、同じ30条に、形の上では、日本と同じように置かれています。ただ、善意の適正な使用については先使用权が発生するというので、要件がやや誇張されています。

台湾における他人の登録例

→誤認を生じさせない＝拒絶がかからない

東京、神戸、名古屋、鹿児島等は「顕著」と言
い得る(登録がされていないため)



32類 登録済

富山

31類 登録済

「青森」と「富山」は、台湾の公衆に原産地について誤認を生じさせるおそれがないと審査され、台湾企業に取られてしまっています。

石川

32類 登録済

福井

30類 登録済

宮
崎

29類 登録済

石川」、福井」、宮崎」も登録を認められ、取られてしまっています。

崎 宮

29類 登録済

香 川

30類 登録済

徳島

30類 登録済

宮崎」、「香川」、「徳島」も登録を認められ、取られてしまっています。

讚岐

42類 登録済

讚岐

29類 登録済

讚岐

30類 登録済

問題になった「讚岐」についても、42類のコンピューターソフトの設計サービスについて、29類の食肉の分類、30類、これがうどんや麺が含まれる商品の分類ですが、これについても「讚岐」は、台湾の公衆に誤認を生じさせるおそれがないと審査され、既に取りられてしまっている状況です。

佐賀

29類 登録済

京
の
都

29類 登録済

「佐賀」、「京の都」というのも取られてしまっています。

台湾で権利を確保している組合・県の例



29類 登録済



29類 登録済

積極的に日本の公共団体や農業協同組合等々が取得している例もあります。『神戸ビーフ』の29類については登録を受けていますし、『佐賀海苔』も29類、海苔加工水産物が含まれる分類で権利を積極的に取得しています。

日本の地名の抜け駆け商標問題に関する建議書

2008年3月28日、台北市日本工商会が經濟部智慧財産局に提出

47都道府県名、政令指定都市17市、核心都市35市、旧地名87、地域団体商標358件の日本語標記、繁体字、ピンイン、ひらがな、カタカナを表にしてまとめたものを添付

台湾の企業に商標権を既已取得されてしまっている日本の地名を本家本元が使えない、という状況になってしまっているものがあります。こういう状況を重く見て、台湾の台北の中に、1971年、商工会議所のようなものが設立され、現在は420社余りが所属している日本工商会がありますが、この日本工商会から台湾の特許庁である知的財産局のほうに、これは日本で広く認識されている現在の地名であるので、商標の登録を認めないようにしてもらいたいという陳述書を提出しています。それに対し、台湾の知財局の陳局長のほうからは、分かりました、積極的に対応しますという回答をもらっています。ただ、台湾の具体的な審査において、地名認定の一つの資料にするというところまでは、まだ進んでいない状況です。

台湾における商標保護

經濟部智慧財産局

団体商標、証明標章制度あり

例:「琉球泡盛」は団体商標

国際登録出願の対象地域ではない!

台湾はパリ条約・マドリットプロトコルに未加盟

調査 7,000NT\$

出願 15,000NT\$

公告／登録 10,500NT\$

台湾における商標制度は、先進的な商標制度になっているというご報告をしましたが、台湾は、1971年の中国の国連復帰により台湾は国連において代表権を失い、国際社会において外交上孤立したこともありパリ条約のような知財の国際条約に未加盟です。台湾は2002年1月1日、中国について144番目の加盟国としてWTOに加盟しました。

権利化されてしまった場合の対策

相手方が出願中の場合

情報提供制度は存在しないため、公告まで待つ、もしくは交渉

公告中の場合

公告から3ヶ月以内に異議申し立て

登録済の場合

登録から5年以内に無効審判

登録から3年経過している場合には不使用取消

台湾の企業に取得されてしまった商標に対する対応も、制度の上では、中国と同じような状況です。登録公告に付されますと公告の日から3ヶ月以内に異議申し立てを行うことができ、商標登録の日から5年の除斥期間が経過する前には一定の事由で無効審判が請求できますし、商標登録から3年以上に亘って台湾国内での登録商標の使用がなされないときには不使用取消審判を商標専属責任機関が職権または利害関係人が請求できます。

韓国の商標法では？

登録要件

その商品の産地等を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標は商標登録を受けることができない(6条1項3号)

顕著な地理的名称・その略語のみからなる商標は商標登録を受けることができない(6条1項4号)

ぶどう酒関連の地理的名称は不登録(7条1項14号)

団体標章及び地理的表示団体標章制度あり

権利の効力が及ばない範囲

商標権は、登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に対して顕著な地理的名称及びその略語には効力が及ばない(51条3項)

韓国の商標法における地名の扱いは、これは非常に理解できる十分な規定を置いていると考えられます。韓国は国威高揚のために知財の保護を先進国並みにとい意識で、制度改革をどんどん行ったこともあり日本より先制度そのものは、先進的なものを現在は含んでおり韓国の制度に大体1~2年遅れて、日本の制度改革が行われるという状況になっています。地名についても、しっかりした規定を置いています。

まず、登録要件のところの原則規定は日本と同じです。運用も韓国が審査基準を公表して、日本と同じような運用基準を明示しています。それに加えて、画一的に判断できるように、「顕著な地理的名称・その略語のみからなる商標は商標登録を受けることができない」という明確な規定を置いています。そして、この顕著な地理的名称・その略称についても、商標の審査基準の中で、国家名とか、内外国の首都名、大都市名、広域市や道の名称等々はこれに含まれると、具体的に明示しています。これで、日本と基本的に同じような運用、それから日本人が地名として認識するものは、韓国での登録を阻止できるというような運用を韓国特許庁は行ってくれています。

韓国における注意事項

日本と基本的に同一の考え方

権利保護の際には、漢字とともにハングルの
出願も検討する

国際登録出願の対象国



北海道
북해도
HOKKAIDO
홋카이도

2006.11.29 拒絶例

45

韓国で、日本の公共団体、農業協同組合等々が漢字で権利取得をされ、例えば、北海道という漢字だけで権利取得をし、これで十分であると理解されるのは、間違いだと考えられます。北海道と漢字で書かれているところの2段目、これはハングルで、プクヘドゥと発音します。例えば、プクは北のことですが、北京はプクキョンと発音するような形で、ホッカイドウ、ペキンという通例の発音通りには、韓国人は日本の漢字を理解してくれないということになります。ちなみに商標の構成の「HOKKAIDO」というアルファベットの下のハングルが、ホッカイドウと読めるハングルです。このように、韓国の場合には、日本の漢字について、地名の認定は適切にしてくれるということですが、その読み方については、ハングルで補強した権利取得をする必要があります。

농림축산검역본부 40-2008-0040005

(19) 대한민국특허청(국)	(200) 상표번호	40-2008-0040005
(12) 상표종류	(412) 상표일자	2008년08월19일
11112 등록	003호	
11210 등록번호	40-2008-0030001	
11211 출원일자	2008년04월22일	
11300 출원분류	3009-01/02/03/04	2007년10월22일 일본
11311 출원인	사카이 요코베식품 사카이켄-카이 켄치켄, 20-5로켄카이켄, 미노사카이켄 일본, 사카이, 사카이, 미노사카이, 오미와 신세 502-0	
11400 재지인	특별특별재지인	
11500 출원인명	— 미명	
11600 출원인주소	— 미명	
11700 출원인	— 미명	
11800 출원인주소	— 미명	
11900 출원인	— 미명	
12000 출원인주소	— 미명	
12100 출원인	— 미명	
12200 출원인주소	— 미명	
12300 출원인	— 미명	
12400 출원인주소	— 미명	
12500 출원인	— 미명	
12600 출원인주소	— 미명	
12700 출원인	— 미명	
12800 출원인주소	— 미명	
12900 출원인	— 미명	
13000 출원인주소	— 미명	

佐賀海苔
有明海一番

「佐賀海苔 有明海一番」, こういったものも漢字で韓国での権利取得を佐賀の農業協同組合が行い、現在は、登録決定を受けて、商標の登録番号が付与されるのを待っている状況です。そうすると、この漢字を韓国人が見ますと、「佐賀海苔」は、ザハヘテとらような発音になります。「有明海一番」というのも、ユウヘルヘイルパンとらような発音になり、アリアケカイイチバンという発音はしてくれないことになりますから、このアリアケカイイチバンというハングル表記についての権利取得も遺漏なくされるのが注意点になります。制度の運用そのものは先進的になっていますが、言語の違い、地名の認識の違いとらことも十分理解して、権利取得に遺漏ないようにというのがお願いします。

香港の商標法(商標条例)では？

登録要件

商取引又は事業において、商品の原産地等を指定することに資する標識のみで構成される商標は登録することができない(11条(1)(C))

出願商標に原産地等が構成されている場合には専用権放棄(15条)

団体標章(61条)、証明標章(62条)の制度

権利の効力が及ばない範囲

登録商標はある者による自己の宛先又は営業地名、営業者の営業地名の使用により侵害されない(19条(3)(a)及び(b))

商品の原産地等を指定するに資する標識の使用により侵害されない(19条(3)(c))

香港の商標制度を概説します。香港は1997年に中国に返還された後も、「一国二制度」の政策の下で、中国と別個の独立した商標法令が存在し適用されます。2003年4月4日に施行された新商標条例が現行法です。この条例は、1944年のイギリス商標法の改正事項に倣ったところが多い法制です。

まず原則として、従前の使用主義を大きく変更し登録主義、つまり商標権の効力は主務官庁である知識産権署、商標登録局の商標権の設定登録によって発生するとしました。しかし、コモンロー上の適法な先使用者に対しては、他人が商標権を取得してしまった場合でも一定条件下で善意の同時使用(Honest concurrent use)を認め、ちょうど日本の先使用权のような権利を認めるなど、使用主義的な色彩を残しています。

地名、つまり商品の原産地等の取り扱いについては次のように新商標条例では規定されています。商標権として権利付与されるための商標の登録要件として、識別力のなお商標は絶対的拒絶理由として規定を設けて登録を認めないことにしています。新商標条例11条1項(c)では、「商取引又は事業において、商品の原産地等を指定することに資する標識のみで構成される商標は登録することができない。」と規定しています。加えて、出願された商標に原産地等がその構成に含まれているときは、その原産地等の表記につき専用権を放棄、ディスクレームしなさいと規定されています。また、原産地等の表記がその商標の構成に含まれて商標登録された商標権については、商標権の権利の効力が及びませんよとい形で、「登録商標は、第三者の自己の名称や住所、または営業所の地名、そして、商品・サービスの種類、品質、数量、価格、原産地の地名(geographical origin)などの使用に対して、商標権の侵害を構成しない。」という規定を置いています。

香港における注意事項

出願時の委任状は不要

出願から存続期間の起算日は出願日(から10年)

情報提供制度はなし

第三者の地名商標の出願への対応策としては、その出願中における情報提供を行う制度を有していませんが、出願公告から3ヶ月以内に異議申立てを行うことが可能です。この申立期間は、従前のように2ヶ月の延長が認められなくなっていますので、期間を遵守した申立てを行う必要があります。また、第三者の地名商標が登録された後には、香港領域内で登録商標の使用の実績が3年以上に亘ってないときには何人も不使用の商標登録取消しを請求することができます。この3年は香港では商標権の設定登録が行われると、その商標出願の日に商標登録されたものとみなされ存続期間も出願の日から起算されるのと同様、不使用期間も出願の日から3年が計算されることとなります。この不使用の商標登録取消しの請求は、商標登録局の登録審査官に請求することもできます。また、加えて、香港高等裁判所に対して出訴する形での請求も認められています。

香港での商標の審査はたいへん迅速に行われています。出願されて1~3ヶ月位で方式、実体審査を経て出願公告に付されています。したがって、香港においても新商標条例の下、先願主義が原則とされて、迅速に出願商標の審査が行われている現状ですから、日本の農産品について産地名称の使用を確保するうえで、速やかに必要な産地名称や産地名称を含んだデザインのシールを各製品の分類で出願され、商標登録を確保されておかれる必要があるかと思えます。

中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策について 2008.8

1)中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供



http://www.ip.o.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutuqantaisaku.htm

2)北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置

3)適切な権利保護のための制度改善に関する中国政府等への働きかけ

まとめ

地名ブランドは価値あることを認識する
日本における地域団体商標の取得の要否を検討する
中国、台湾その他の流通(予定)国への権利化を急ぐ
既存の他人の登録がある場合には対策を検討(代理人、JETRO、地域団体、行政等を利用)
ブランドを名乗ることができる品質基準を詳細に規定
ブランドを商品・包装・宣伝物等に正しく付し、広く利用していく



ブランド価値の向上

ご清聴ありがとうございました

講義に関する質問・問い合わせ先

特許業務法人 三枝国際特許事務所



大阪オフィス (06) 6203-0941

東京オフィス (03) 5511-2855



saegusa@po.sphere.ne.jp

<http://www.saegusa-pat.jp>